



## つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 37号 2009.3.24 発行 社会政策研究所

< 2月の審議に続き、昨日(3/23)の審議もまとまらず >

臓器移植に関する見直しで、意思能力やその表現が政府の会議でもめている。意思能力に関する課題は知的障害者支援の現場では必然的に存在してきたが、インフォームドコンセントや契約行為を明確にする過程で、そのあり方が改めて問われている。障害福祉行政や制度では一見関係ないように見える臓器移植。しかし、この分野で成年後見制度をはじめ、なんら打つ手のない日本の現状があらわにされ、今後その動向が注目される。CBニュースの2月19日と3月23日の報道を紹介する。【kobi】

### 臓器提供しない意思の確認、家族への聞き取りなど3点で



厚生労働省は「臓器提供に係る意思表示・小児からの臓器提供等に関する作業班」の会合を開いた(2月18日、厚労省内)

厚生労働省は2月18日、「臓器提供に係る意思表示・小児からの臓器提供等に関する作業班」(班長=新美育文・明大法学部教授)の会合を開き、「臓器を提供しない意思」の確認方法について、「臓器提供意思表示カードへの記載確認」「臓器提供意思登録システムへの登録確認」「家族への確認」の3点で足りるとの方向で合意した。

脳死判定や臓器の摘出は現在、本人の生前の書面による意思表示があり、家族が拒否しない場合に認められるが、改正臓器移植法が7月に全面施行されるのに伴い、本人の意思が不明でも家族の書面による承諾があれば実施できるようになる。臓器移植を待つ患者にとって実現可能性が高まる反面、提供側の意思をどう取り扱うかが課題になっている。

18日の会合では厚労省が、臓器を提供しない意思を確認する方法として、臓器提供意思表示カード(運転免許証など)の記載を確認する 臓器提供意思登録システムへの登録を確認する 家族に対し、本人の臓器提供に関する意思を確認する の3点すべてを満たせば足りるとする案を示した。これに対し、町野朔班員(上智大法学研究科教授)が「合理的」との認識を示したほか、新美班長も「考えられる(確認の)ルートを全部探せというのは、不可能な話」と同調。原案への異論はなく、合意した。

一方、臓器移植法を運用するための現行のガイドラインで「当面、法に基づく脳死判定

は見合わせる」とされている知的障害者の意思表示の取り扱いについては、国会審議の中で、知的障害者が拒否の意思を持つ可能性を否定できないため、現行の取り扱いを維持すべきと法案提出者が答弁している。

これに対して18日には、水野紀子班員（東北大学大学院法学研究科教授）が、「（脳死判定の対象から外すのは）逆差別になる。（知的障害者は）われわれとは同じ次元には立てない人々ということになる」と述べたほか、町野班員も「障害者への差別観を助長する」と指摘。結論は持ち越しとなった。

### **被虐待児童の扱い、議論まとらず—臓器移植作業班**

厚生労働省の臓器移植委員会「臓器提供に係る意思表示・小児からの臓器提供等に関する作業班」（班長＝新美育文・明大法学部教授）は3月23日、来月予定されている委員会へ報告する提言をまとめるための議論を行った。この日は、これまでに出された論点を整理して最終的な詰めを行う予定だったが、前回から持ち越しとなっていた「虐待が疑われる児童への対応策」については班員の間で最後まで見解が分かれ、最終的な取りまとめには至らなかった。作業班では、今月中にも再度会合を設けて、議論を仕切り直す。

会合では、前回までに議論された、（1）遺族及び家族の範囲に関する事項（2）小児が表示する臓器を提供しない意思について（3）知的障害者等の意思表示の取扱いについて（4）臓器を提供する意思がないことの表示又は脳死判定に従う意思がないことの表示の確認について（5）虐待を受けた児童への対応について—の5点について論点の整理と、意見の取りまとめが行われた。

このうち（3）については、「知的障害者等」の解釈をめぐって各班員で意見が分かれた。臓器移植法改正に関する国会審議では、「（臓器提供に対して）拒否の意思があったことを否定しきれない」という観点から「知的障害者等に対する脳死判定を見合わせる」としている。これに対して班員からは、「意思表示が能力的に難しいケースだけでなく、ALSなど身体的な理由で物理的に難しいケースもありうる」「知的障害者のみを明示するのは、不当な差別につながるのでは」などの意見が相次いだ。こうした意見を踏まえ、最終的にどういう文言にするかは、事務局側で再度検討することになった。

また、（5）については、虐待を受けた児童が死亡した場合にはその児童からの臓器提供が行われないよう、医療従事者が適切に対応することが改正法の附則に明記されている。これについて、水野紀子班員（東北大学大学院法学研究科教授）は「臓器提供を踏まえた脳死判定と、虐待防止への対応という2つを混同した議論になっている。分けて考えなければ合理的ではない」などと指摘。これに対し他の班員らからは、「法改正後は、医療現場が虐待防止の対応も迫られるのは明白」「（児童相談所への通告など）虐待対応は、脳死判定に進む手順として必要」などの意見が相次ぎ、議論は最後までまとまらなかった。

作業班では、結論の出なかった2つの論点について、今月中に再度会合を開き、最終的な意見の取りまとめに向けて議論することになった。 （以上）